

平成 26 年 11 月の市民の声（全 17 通のうち 14 通）

市民の声の内容とそのお返事の一部を紹介します。

◇行政区長制度について

【ご意見・ご提案など】

現在の行政区長制度について、働き盛りのサラリーマンは、年間の区長職を全うするのが非常に大変です。私の住んでいる地区は、世帯数が少なく役員は順番に回ってきます。地域柄、農家組合長も含め、数年おきに役目を果たさなければなりません。任期中、会議等があると会社を休まなければなりませんし、家族の負担で配布物を処理しなければなりません。金融機関や役所で行政区長の用を足すのは、平日が前提なので非常に肩の荷が重いです。また、後継者も核家族、少子化が増え、2代目・3代目がいない家庭も珍しくない時代です。行政区長の価値は、十分に理解できますが、廃止できないのであれば、職務内容の軽減化や手当の見直し等、打開策の検討をお願いします。

シルバー人材センターや定年退職者を行政区長業務に活用しては、いかがでしょうか。

【お返事】

行政区長の皆様には、市と区民の橋渡し役としてご尽力いただいております、大変感謝しております。

現在、市から行政区長の皆様をお願いしている業務はおおむね次の6つの業務であり、「南魚沼市行政区長設置条例施行規則」で規定されております。

- ①行政区内の住民にあてた通知書、文書等の配布
- ②区民に提出をお願いする文書等の送達と取りまとめ
- ③行政区内の公共施設（道路橋梁等）の管理保全に係る市の所管課との連絡
- ④受益者負担金や寄付金に関する事務
- ⑤日本赤十字社、共同募金会等の業務の賛助執行
- ⑥区民の要望等の取りまとめ

ご意見のとおり、お勤めをされながらこれらの業務をこなされることは大変ご苦勞があると思います。改めて感謝いたします。

行政区長の制度は、区民の要望の取りまとめなど市と区民の橋渡しをしていたくことのほかに、地域コミュニティーのまとめ役として、なくてはならない存在であり、これを廃止することはできないと考えております。

職務の軽減につきましては、配布文書の負担が大きいので配布文書を減らして

ほしいとのご要望を行政区長会などで、たびたびいただいております。できるだけ市報に掲載し、他の配布文書を減らすよう努めておりますが、まだ十分に改善できていない面があります。引き続き市役所をあげて啓発とチェックを行い、改善に努めてまいります。

ご提案いただいたシルバー人材センター等の活用につきましては、市が願っている業務の中で、文書の配布が除かれれば、相当の負担軽減が図られると考えております。しかし、シルバー人材センターを活用し、市内全戸に個別配布となると多額の経費と仕分けを含む配布時間を要しますので、現状では難しいと考えております。現在の対応でご理解、ご協力をお願いいたします。

手当の見直しにつきましては、現在、行政区交付金として毎年総額 6,200 万円余りを交付しております。行政区長様のご苦勞に対して十分な額とはいえないかもしれませんが、現状での対応でご理解をお願いいたします。業務の大幅な変動等があった場合には、見直しを行ってまいります。

以上、ご理解をいただき引き続きご協力をお願いいたします。

(担当：総務課)

◇老人ホームの増設について

【ご意見・ご提案など】

野球場はすでに建設済みですが、現在困っている老人ホーム施設をもっと作るべきです。市長をはじめ議員は、自分たちが作ったという自慢で、野球場などを造っても何も意味がありません。野球場は冬の 5 か月間、使用できません。年々少子化も進みます。政治は人気取りでやっているものではありません。

【お返事】

南魚沼市で特別養護老人ホームの待機者（入所申込みをしている人）数は、平成 26 年 7 月 23 日現在、要介護認定を受けている要支援 1 から要介護 5 までの方で 438 人です。その中で、介護度の重い要介護 3 以上の方は 315 人です。さらにその中で施設等に入っていない在宅の方は 140 人となっています。

ご指摘のとおり、特別養護老人ホームに入居できなくて困っている方はおりますが、年間約 100～120 人の退所される方がいることを考えますと、この 140 人という数字は、市内の特別養護老人ホームとミニ特養（定員 30 人未満）の合計 8 か所の定員は 473 人であり、長期間入所をお待たせするものとは考えておりません。

また、特別養護老人ホーム等の施設が増設されても介護保険料に影響がないようならば、施設整備をすることができますが、施設を造ることによって、介護保

険料が増額となります。（現在の介護保険料は、介護保険総事業費の半分を国、県、市で負担し、残りの半分を40歳以上の方に納めていただくこととなります。65歳以上の方の保険料は、介護保険総事業費の21%分から算出した「基準額」をもとに、世帯の所得に応じて年額31,100円から124,600円の9段階で納めていただいております。）また、施設で専門職職員の募集をしても集まりにくいことから、施設の運営やサービスの質の維持の面で問題となっています。

今後は、特養の待機者数や高齢者（65歳から74歳と75歳以上）の人口と介護保険料の額を比較しながら施設の整備をするかどうかを検討してまいります。

市では、高齢者が、いつまでも、まめ（元気）でいきいきとした生活を送ることを目指して「まめでいきいき介護予防事業」を実施しています。ぜひ、皆さまにはお近くで開催される事業に参加いただき、介護保険を利用しなくても元気にお過ごしいただきたいと思っております。

今後とも市の事業に、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

（担当：介護保険課）

◇市民バスと今泉記念館のトイレについて

【ご意見・ご提案など】

1 市民バスについて

石打まわりは、週3日で1日3便です。それも下一日市集落は、下りばかりです。国道17号の定期バスも1日3便ですし、駅に行くには遠いです。

高齢化で自家用車に乗れない人も増えています。もう少し市民バスを増やしていただきたい。（あと2便、下りも）

また、六日町病院が終点ですが、空車が本庁舎まで行くのですから、庁舎まで乗せて欲しいものです。駅などに近くて助かりますので、ぜひお願いします。

2 今泉記念館のトイレについて

今のままであれば、ゆきあかり診療所の患者が記念館のトイレを自由に使用することができます。病人と観光客が一緒というのは、いくら公衆トイレといっても恐ろしいことですし、できる限り病気の感染は避けるべきだと思います。

市でも、ぜひ考慮し、最善を尽くしていただきたいものです。

【お返事】

1 市民バスについて

南魚沼市では、平成23年度に地域公共交通協議会を発足し、平成24年度には住民アンケート調査や、「公共交通ネットワーク計画」の策定を行っております。そのうえで、平成27年度の市内医療機関の再編に合わせて、現在、市内バス交

通の見直し作業を行っております。

そこで、「自家用車がなくても安心して生活できる持続可能な交通環境づくり」を基本方針として、市民バスでの運行体制やコース、日数、便数についても市内で統一化を図り、利用しやすい計画となるよう進めております。運行時刻など具体的になりましたら、市報などで市民の皆様にお知らせする予定です。

(担当：都市計画課)

2 今泉記念館のトイレについて

今泉記念館ゆきあかり診療所内には、専用のトイレが設置してあります。診療所の運営団体である公益社団法人地域医療振興協会から、案内看板の設置及び診療所受付での声かけにより、患者様にはなるべく診療所内のトイレを利用していくように、案内をしていただいております。

また、開所時間中は診療所に医師が常駐し、感染症については、対策計画に沿って対応されておりますので、安心してご利用ください。

(担当：医療対策室)

◇除雪路線について

【ご意見・ご提案など】

浦佐地区、刑部沢川（ぎょうぶざわがわ）の右岸、県の管理道路とされている道路の千手院前からヤゴ平入口まで、小学生の通学路ということで機械除雪がなされてきました。

その後、消雪パイプ路線も増え、この区間を通る小学生はいなくなりました。また、冬期にこの区間を通行する人はごく少数で、車も数台しか通らないので、回り道をすれば済むことだと思います。わざわざこの区間だけのために、除雪車を回し、人件費や燃料を使うより、消雪パイプの敷設か取りやめを考えてほしいものです。無駄なところにお金を使って、しかも、住民の睡眠を妨げています。必要なら、朝の除雪は8時以降に、イベント時は別に除雪すれば済むことです。

【お返事】

ご指摘の路線につきましては、地元からの要望により、市が除雪を行っている路線です。

仮に、イベント（浦佐裸押合大祭）以前に除雪を行わなかった場合、すぐ横に刑部沢があり、積雪により路肩の確認が困難となり、たいへん危険な除雪作業になることが予想されます。

また、消雪パイプによる融雪は、新たに井戸を掘り、消雪パイプを布設する工事を行う必要があります。これには多額の費用がかかることから、現時点では機

械による除雪が最善であると考えております。

除雪作業の時間帯につきましては、配備している除雪機械により除雪作業路線を考慮し、通勤等に支障がないように行っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。
(担当：建設課)

◇道路の白線と街路樹の枝打ちについて

【ご意見・ご提案など】

1 大和庁舎前市道の白線について

大和庁舎から多聞橋までの間、道路の白線を引いてください。児童の通学路であり、浦佐地区で1店のみスーパーキューピットで浦佐地区の人たちが、徒歩や自転車で買物のために通る区間です。今まで何回となく、行政区長を通して要望してあります。予算がないとかいわれて、何年も過ぎています。事故があったからではどうしようもありません。要望しているにもかかわらず、事故があったら誰が責任を取りますか。

2 市道街路地の樹木の撤去・枝切りについて

同じ区間の街路樹（青桐）枝を切ってください。思い切って全部切ってください。大勢の人が要望しています。雨の日などは、傘が当たります。また、葉で滑って転んだ人が何人かいます。

とにかく現場に来て、よく見てください。行政区長と立合いをしてください。

【お返事】

1 大和庁舎前市道の白線について

当該路線の白線につきましては、ご提言をいただきましたとおり、現在ほとんど消えている状態です。冬期の機械除雪は白線を劣化させる大きな要因であり、除雪シーズン直前となるため、来春の雪解けを待って白線の引き直しを行いますのでよろしく願いいたします。早急に対応ができず、申し訳ありませんが、ご理解ください。

2 市道街路地の樹木の撤去・枝切りについて

当該路線の街路樹につきましては、毎年、落葉期に1回、葉落としと路面の清掃を行っております。しかし、樹ごとに落葉期に多少の差があるため、完全に路面に落葉がない状態にすることは困難な状況です。近隣の皆様にはご迷惑をおかけしておりますが、ご理解をお願いいたします。今年につきましても葉落としと路面の清掃作業は実施済みです。

枝落としにつきましては、枝の伸び具合を見ながら、数年おきに行っております。今後の状況を見ながら枝落としを継続検討してまいります。

街路樹の撤去につきましては、枯れてしまった街路樹は発見次第、伐木を行っており、空いた街路樹には一年草などの花を、地元の皆様と協力しながら植栽したいと考えております。今後、街路樹のあり方について、全体の撤去や樹種の変更等を、地元の皆様と協議をしたいと考えております。

なお、川原町区の行政区長とは現地で立ち会いを行い、上記の方針につきましてご理解をいただいております。 (担当：建設課)

◇六日町駅地下道の車道化について

【ご意見・ご提案など】

六日町駅地下道の車道への拡幅をお願いします。現在、駅2階が主たる通路となっているため、地下道を利用する人は少なく、若者たちの遊び場になり婦人や高齢者は、怖くて通れない状況です。

市役所もだいぶ本庁舎に統合され、駅前には新しく図書館も開館しました。余川の踏切は遮断時間が長く、伊勢町踏切は冬期間（12月～4月上旬）通行止めとなってしまう、上越線の西側・北側の住民には不便です。このため、駅前商店街の買い物客の足が遠のいてしまいました。拡幅工事及び入口工事を施工するには、多額の費用がかかると思われますが、今なら東口・西口の両入口付近には住宅等もなく、少ない経費でできるように思われますが、六日町商店街の発展と駅西と北側の地区の利便性の向上、市役所と図書館の利用促進にも大きな効果があると思います。

国道17号六日町バイパス道路も整備されてきましたので、この道路との流通道路として価値あるものになると思います。

JR東日本との交渉を、よろしくお願いします。

【お返事】

ご提案のありました地下通路の件につきまして、車道としてJRと立体交差にする場合、現在の地下道（自転車歩行者ボックス）よりもさらに広く・深くしないと車の交差ができません。また、前後の地下道への取付部も長くとらなければならなくなり、現在の東西の入口付近だけでは対応することができません。さらに車道となりますと、既設の踏切（余川の六日町街道踏切、伊勢町踏切）が近接していますので、今の地下道の位置であっても、新設扱いとなるため、新たな都市計画事業等を含めた広範囲に及ぶ一体的な計画変更が必要となります。市としても、中心市街地の活性化を見据えて、将来的には駅西地区と駅東地区とを立体交差で結ぶことを踏まえた計画策定の検討が必要であると考えていますが、現時点では地下道を車道に拡幅変更することは、非常に厳しく難しいのが現状で

す。

また、駅自由通路にはエレベーターを設置してありますが、自転車の通行ができないため、自転車の方は地下道を利用しています。朝夕は自転車を押した中高生や、通勤の利用者がたくさんおります。日中も多いとはいえませんが、自転車で買物等をする方の通行がみられます。防犯対策としましては照明の明るさには注意を払い、南魚沼警察署とも連携し、不定期ですが見回りをしていただいております。

今後とも地下道の防犯面には特に気を付けてまいります。お気づきの点等がございましたらご意見をいただければ幸いです。 (担当：都市計画課)

◇下水道の接続と除雪基地の騒音・振動とゴミ捨てのマナーなどの市報掲載について

【ご意見・ご提案など】

1 下水道の接続について

下水道に接続していない家があり、迷惑しています。

2 除雪基地の振動・騒音について

除雪基地が近所にあり、長年、早朝からの振動・騒音に悩まされています。住宅地のど真ん中であることを意識して少しだけ気を遣って頂けるとありがたいのですが。

3 ゴミ捨てのマナーなどの市報掲載について

道路わきに、ゴミ・空き缶等が捨てられています。広報等で公共のルール・マナーなどを取り上げてほしいです。

【お返事】

1 下水道の接続について

下水道への接続は法律で、供用開始後、汲み取り便所については3年以内、浄化槽については、できるだけ速やかに接続しなければならないと定められております。

下水道課では、毎年、市報に早期接続のお願いする記事を掲載するとともに、全未接続者に個別文書での依頼を行っているところです。

また、浄化槽を廃止して公共下水道へ接続する方に、接続工事費の1/2（20万円限度）を補助する制度（平成27年度以降は一部区域のみの予定）や、公共下水道・農業集落排水等を問わず、全未接続者を対象として、接続のための排水設備（トイレ等）の改造資金の無利子融資制度を設け、早期の接続を促す環境整備を行っているところです。

今後とも未接続者の早期の接続のため、これらの制度活用の周知を図るとともに、生活環境の向上・河川等の水質改善・公衆衛生への寄与を目的として、早期接続への理解と実施が得られるように積極的に取り組んでいきたいと考えております。

(担当：下水道課)

2 除雪基地の振動・騒音について

市道除雪作業を行う除雪機械は、除雪基地又は各除雪請負会社の敷地内等に置いてあります。

除雪基地の振動・騒音の発生原因は、除雪機械の暖機運転が考えられます。暖機運転を省いて運転しますと、エンジンの出力低下・燃費の悪化やエンジン内部の潤滑不足による焼き付き等を起こす原因になります。また、除雪機械の運転手の視界確保のため、フロントガラス等に付着している氷の解凍を行う必要があります。

除雪請負会社には、近隣に住んでいる市民の皆様に配慮して不必要な暖機運転は行わないように指導しておりますが、前記のとおり最低限必要な暖機運転があるのが現状です。

除雪基地の振動・騒音について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

(担当：建設課)

3 ゴミ捨てのマナーなどの市報掲載について

ご指摘のとおり道路脇にゴミや空き缶などが、林道や河川敷等には、廃タイヤや家庭ごみなどの不法投棄が数多く見受けられます。これらは、ごく一部の方のマナー違反が原因です。

当市でも、巡回や市民の方からの通報で、これらの不法投棄物を回収していますが、減少していないのが実情です。

これまでもゴミ捨ての不法投棄につきましては、看板等でお知らせしていますが、今後市報等を通じて広く周知して行きたいと考えております。

(担当：廃棄物対策課)

◇グランドゴルフ場の設置について

【ご意見・ご提案など】

塩沢地域のグランドゴルフの愛好者ですが、他地域には芝のグランドゴルフ場（以下GG場という）があるのに、塩沢地域にはどこにもありません。どこかに造る予定はないのですか。

いつも砂のグラウンドで練習して、市内の大会に出ますが、勝手が違うので、いつも下位で、塩沢地域のほかの人たちもなかなか参加しません。万条には、良

い多目的グラウンドがありますが。

先日、万条にいいグラウンドができたから、時々行ってやってくれと頼まれ、さっそく行って、関係者に聞いてみたところ、野球場の外野の人工芝と多目的グラウンド人工芝が空いているときに、全ての道具を持参して、各ホールを計測して、行ってくださいとのことでした。グラウンドゴルフ用の設備も目印もない所へ、その度に図ってやるようでは1日がかかりになります。数年前に今泉記念館あたりでできそうだという話が出ましたがどうでしょう。

市長杯や他の大会のたびに芝でのグラウンドに対して負い目を感じてなりません。一考をお願いします。

【お返事】

市内にあるGG場は、プレイパーク水無内GG場（黒土新田区）、さくり親水公園内GG場（新堀新田区）、宮GG場（宮区）、舞子スノーリゾートGG場（五丁歩区）と認識しております。

プレイパーク水無内GG場は、県の河川公園内にあり、大和水無グラウンドゴルフ協会が実質的な管理を行っております。さくり親水公園内GG場については、県の河川公園内にあり、南魚グラウンドゴルフ協会の管理で、予約管理業務は社会教育課で行っております。宮GG場は五十沢地域づくり協議会が今年度に設置し、管理も協議会で行っております。舞子スノーリゾートGG場は民間企業が設置したもので、1回のプレイ料金は500円となっております。

ご意見にあるとおり、塩沢地域にGG場がないことから、市民が舞子スノーリゾートを利用して大会を行った際には、プレイ料金を市で負担しております。

また、大原運動公園内では、来春より供用開始となる多目的グラウンドの人工芝部分で、申込み（予約）をいただければグラウンドゴルフを行うことはできます。また、体育施設利用登録団体であれば、無料で利用できます。他のグラウンドゴルフ場とは違い、常設コースではありませんので、道具の用意とボールポストなどの設置は利用者から行っていただくこととなります。

旧塩沢地域でのグラウンドゴルフ場の設置予定は、現段階ではありません。また、今泉博物館付近で設置の要望につきましては、現在、市に届いておりません。

市制施行10周年を迎えた中で、多少、遠方にはなりますが競技団体同士との交流を深めながら、市内の施設も有効に活用いただければと思いますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

（担当：社会教育課）

◇聴覚障がい者であることがわかるバッチの配付とタクシー券について

【ご意見・ご提案など】

私は難聴で、市から障がい者手帳を交付していただいております、バス料金などは半額になり、大変ありがたいことと思っています。

先日電車に乗る白杖の人を見て、駅員の方達やタクシーのドライバーさん方が乗り降りに出迎えて、非常にやさしく親切に対応してくださるのを目の当たりにしまして、感激していました。私はいつも自分で「私は難聴です。電車に乗っても、事故があっても放送が聞きとれませんので、お願いいたします。」と自書した紙をお見せして、車掌さんに理解してもらっています。市内には、難聴の方がたくさんいると思いますので、市からバッチみたいなものをいただけるとありがたいことと思っています。

1年間使用できるタクシー券をいただいて、ありがたく思っています。豪雪の時などや時間帯の悪い病院帰りなどに使用させていただいていますが、私みたいに遠路に住む身には、限度分（1回6枚）しか使えず、超過した分はお金が結構かかりますので、かかった金額分をすべてタクシー券で支払できるようにしていただけたら、ありがたいことだと思います。便宜を図っていただいているうえに、わがままなお願いですが、ご一考いただければ大変ありがたいです。

【お返事】

1 聴覚障がい者であることがわかるバッチの配付について

ご提案ありがとうございます。耳が不自由なことにより、日常生活において、さまざまなご不便を感じられていることと存じます。

「市で何か印になるバッチみたいな物を配布できないか」とのご提案につきまして、現在、（一社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会で、さまざまな「耳マークグッズ」を販売しております。回答書にカタログを同封いたしますので、ご希望される品物があれば、ご注文いただきますようお願いいたします。また、参考までに障がい者に関するマークの一覧も同封させていただきます。

なお、NTTグループでは耳や言葉が不自由な方に対し、「電話お願い手帳」を作成しております。コミュニケーションの一つの道具として、よく考えられて作られているもので、こちらも同封をさせていただきます。また、再度手帳が必要な場合は、本庁舎の障がい福祉係窓口か各市民センター窓口に配置しておりますのでご利用いただければと存じます。

2 タクシー券の1回当りの利用枚数の制限緩和について

現在、1回当たり6枚（1枚500円）で3,000円までご利用できるようになって

います。以前は3枚までしか利用できなかったものを、利用者からの要望により6枚まで利用できるようにいたしました。障がい者の自立と社会参加を促進する目的のためタクシー利用料金の一部を助成しておりますので、一度にすべて利用されるのではなく、年間を通じてご利用をいただきますようご理解をお願い申し上げます。
(担当：福祉課)

◇市税の納付について

【ご意見・ご提案など】

さまざまな税金が1年分、春までの税金が6月に一括に配付されます。気をつけているのですが、忘れると1か月で督促手数料が加算されます。

支払いの通知をその月に配付できないのですか。歳を取ると大変になります。払うつもりでも忘れることもあります。

すぐ追加金ではなく、もう少し市民にやさしい徴収でもいいのではないのでしょうか。

【お返事】

現在、市税の納付書は、最初の納付月に納税通知書とともに1年分をまとめてお送りしております。納付書を納付月ごとに送付すると、その分の郵送料、用紙代、事務作業が増えることとなります。経費削減、省資源、事務効率化の観点から、1年分の納付書をまとめて送付しておりますので、ご理解ください。

納期限までに市税を納めていただけない場合、地方税法及び市税条例において納期限から20日以内に督促状を送付し、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収しなければならないと規定されております。督促手数料につきましては、法律、条例に基づく対応であることをご理解ください。

市税の納め忘れを防ぐためにも、市では、安全、確実、便利な口座振替による納付をお勧めしております。また、登録いただいた方に市税の納期限の約1週間前にメールで納期限日をお知らせするメール配信サービスを行っております。納期限のうっかり忘れ、口座振替の残高のチェックにご利用いただけますので、ご検討ください。

今後とも市税の納付につきまして、ご理解をお願いいたします。

(担当：税務課)

◇職員の宣誓書の理解について

【ご意見・ご提案など】

市役所職員としての基本中の基本である職員の採用時に提出した宣誓書を理解している職員にいまだにあったことはありません。

宣誓書は住民に対して誓った言葉であることから、宣誓書を理解していない職員は解雇すべきであると思います。

【お返事】

宣誓書は、職員が服務上の義務を負うことを確認し、その責任の重さを理解するものですが、その理解が低い職員が見受けられたとのご指摘に深く反省しております。職員に対しては、庁内掲示板において、宣誓書の内容を再度認識し、日々の職務を遂行するうえで、常に意識して行動するよう通知したところです。

公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げて専念するという服務の基本があります。私たちは、この基本をしっかりと遵守し、市民の皆さまから信頼される職員になるべく職務に取り組んでまいりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

(担当：総務課)

◇市民病院建設による騒音・振動について

【ご意見・ご提案など】

夕方から夜中まで働いている身にとっては、朝からの工事の音や振動で眠れなくて困っています。

周りに迷惑をかけているということで、住民に保証とかは出るのですか。

【お返事】

南魚沼市民病院建設工事では近隣の皆様に、騒音、振動、交通問題等で大変ご迷惑をおかけしておりますこととお詫び申し上げます。

今回、いただいたメールにて近隣の皆様の厳しい状況を再認識いたしましたので、負担が少しでも軽減するように、施工業者と協議し、11月26日の作業より、埋戻し作業に使用するバックホウは出来る限りゆっくり操作し、騒音・振動を抑えるよう指示をいたしましたので、ご理解をお願いいたします。

さて、市民病院建設工事は来年秋の開院を目指し、建築工事は最盛期を迎えております。現在は鉄骨建方工事、埋戻し工事、コンクリートスラブ打設工事などが行われており、これらの工事が敷地南側から北側に進行していることから、もうしばらくの間、騒音や振動で、ご迷惑をお掛けすることといたします。

今後の工事予定では、12月上旬に埋戻し作業が終了し、12月下旬には鉄骨建方工事が終了しますので、徐々に騒音も減少していくことと思います。1月下旬にはコンクリートスラブ打設工事が終了し、その後は、建物内の工事が主になるので、騒音や振動に関しては、大きく減少する予定です。補償に関しましては、当工事は騒音規制法に基づき、その規制値内で行っていますので、個人への補償は発生しないものと考えております。

今後も、騒音・振動等ができるだけ少なくなるよう対処してまいりますので、今しばらくの間、ご理解とご協力をお願いいたします。（担当：医療対策室）

◇高齢者に市内スキー場のシーズンリフト券の発行について

【ご意見・ご提案など】

市内には多数の立派なスキー場がありますが、現況は以前のような活気はありません。特に平日は、リフトの空転が目立ちます。

市内の高齢者は年々増加しておりますが、冬場は屋外に出て、身体を動かすことは雪かきくらいで、ほかにはありません。

現在、児童・生徒の保護者に発行しているような、共通リフト券があれば、以前スキーの経験があるので、またやってみようかと思う人が多くなるのではないのでしょうか。

高齢者の皆様がスキー場に出かければ、賑わいがでて、多少外観もよくなると思われまます。また、飲食等で経済効果もあり、運動不足を補うことにより、健康増進につながり、医療費の軽減になるかもしれません。

せっかく、恵まれた環境の中に住んでいるのですから、メリットが期待できるシーズンリフト券の発行をぜひ索道協会にお願いして実現させてください。

【お返事】

高齢者（シニア）も含めた一般用共通シーズン券につきましては、平成17年度から発行しておりません。

その前の平成16年度に旧塩沢町で共通リフト券の不正使用があったため、スキー場協議会において発行対象にしないという決定があったことと、高齢者向けにスキー場独自のシーズン券があることが発行を中止した理由です。市としましても平成18年度に要望書を出しましたが、スキー場協議会から発行できないとの回答でありました。それ以降も、市民の皆様から毎年ご要望をいただいております。会合のたびにスキー場協議会に発行のお願いをしているところです。

現在、市内各スキー場では高齢者（シニア）を対象としたシーズン券を販売しておりますので、健康増進のために、ご活用いただきますようお願いいたします。

いただいたご意見はスキー場協議会にも改めて伝えさせていただきます。

(担当：商工観光課)

◇塩沢中学校裏の魚野川左岸の堤内道路等の整備について

【ご意見・ご提案など】

塩沢中学校裏の土手を整備していただきたいと思います。

ランニングやウォーキングで週末土手を通っていますが、でこぼこや小石がゴロゴロしており、雨の日の後はあちこちに水たまりができています。

気持ちよくウォーキングをしたくてもできません。上十日町(前島橋から下流)の土手はアスファルトになっているのに、中学校の裏の土手は整備されていません。きれいにすれば、小さい子どものサイクリングコースにもなるとよく思います。田舎なのに安心な散歩コースもありません。

中学校裏の土手から川の方に向かい、平らになっているところを整備して、幅を広くして、椅子や小屋根テーブルでも置くと、子どもたちの運動するところを見れる憩いの場が出来るのにと、散歩しながら思っています。

中野側から連続した土手になるのが一番よいのですが、まずは中学校裏を整備していただきたいと思います。

この辺で運動ができるところとなると、ディスプレイまで行かないとありません。身近でちょこちょこ歩いたり、走れる安心の場を与えてください。お願いします。

【お返事】

当該道路は、河川管理用道路であるため管理に支障がある場合は、管理者である新潟県が補修等を行います。ご意見にあります前島橋から下流の上十日町側の道路は、冬期間の道路や屋根雪等の排雪作業を行うため、舗装されているものです。しかし、塩沢中学校後方の道路につきましては、現在の未舗装の状態でも河川管理自体には支障がなく、管理者が積極的に整備を行う予定は、現在ありません。ご理解をいただきたいと思います。

それ以外の整備の方法となりますと、河川管理者以外が占用許可を得て整備を行う方法があります。これは地域住民が主体となり、勉強会等を行い、整備計画を作成し、整備する手法となります。地域の組織づくりから始めなければならず、時間もかかり、簡単に許可を得ることは難しいと考えられます。

このように本格的に整備を行うとなると難しい面がありますが、水たまりの解消など構造に影響を与えないような軽微な修繕程度は、地域コミュニティ事業(注1)の活用が可能となっていますので、塩沢中学校の裏ということであれば、

地元の地域づくり協議会（注２）である「塩沢地区まちづくり協議会（電話 7 8 2 - 0 9 7 3）」にご相談ください。

（注１）地域コミュニティ事業とは：「基礎事業」と「提案事業」に区分されていますが、道路管理者などが対応出来ない修繕や地元との視点の違いにより生ずるすき間を改善したり、地区の特性を生かし、地域が活性化するための事業を、自由な発想で独自の計画と実施が可能となっており、地元の視点で事業を素早く実施出来るメリットがあります。

（注２）地域づくり協議会とは：市に合併前の旧村地区を１単位として平成 20 年から全 12 地区に設置された地域の課題解決や活性化、地域の皆様のニーズに柔軟に対応した事業を行う組織です。（添付の H25.4～H26.3 の市報表紙裏のシリーズ記事で紹介しています）

（担当：建設課・企画政策課）